

重要事項説明書

2021年7月1日以降
始期契約用

この書面では、三井ダイレクト損保の「eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

読み方のご説明

契約概要

▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。



の項目

▶ 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

青色の文字の用語

▶ 下記の「保険用語のご説明」をご参照ください。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」^(注)に記載していますので、必要に応じて当社Webサイトを参照ください。
(注)eサービス(証券不発行)特約をセットしていない契約については、ご契約後に保険証券とともにお届けします。
- 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約の他、のマークに記載の項目等を記載しています。

保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

< 保険用語のご説明 >

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載 ^(注1) の被保険者をいいます。
	借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車(原動機付自転車を含みます。)をいいます。ただし、その用途・車種が、 自家用6車種 ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)・特種用途自動車(キャンピング車)・二輪自動車・原動機付自転車のいずれかであるものに限りです。また、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の 親族 が所有している自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。)、記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載 ^(注1) の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方 ^(注2) を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	用途・車種	登録番号標等(ナンバープレート)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車 ^(注3) 、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ^(注3) 、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ^(注3) 、特種用途自動車(キャンピング車)、二輪自動車、原動機付自転車の区分をいいます。
	自家用6車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)に該当する自動車をいいます。
	契約情報画面等	当社Webサイトの契約画面等をいいます。

(注1)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

(注2)性別が同一である方は、所定の資料等により確認させていただきますので、お客さまセンターまでご連絡ください。

(注3)自家用小型貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)についてはダンプ装置のあるものは含みません(補償の対象外となります)。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み 契約概要

三井ダイレクト損保の「eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)」は、他人から借用した自動車やレンタカーを運転中の事故に関する「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」で構成されます。

必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただけます。

※この保険は、インターネット専用の商品です。お電話や申込書等での申し込みはできません。

	基本となる補償	自動セット特約	任意セット特約
相手方への補償 	対人賠償保険		
	対物賠償保険		
ご自身・同乗者の補償 	+		+
	人身傷害補償特約		借用自動車運転中のみ補償特約
	搭乗者傷害危険補償特約		搭傷死亡等対象外特約
その他の特約	自損事故保険		
		自転車賠償特約 スマート継続手続特約	車両損害臨時費用補償特約(車対車限定) eサービス(証券不発行)特約

ご注意ください

- ・借りたお車の自動車保険に補償される運転者の範囲が設定されていない場合や、**記名被保険者**やそのご家族がご契約している自動車保険に他車運転特約がセットされている場合など、他の自動車保険等から**保険金**が支払われることがあります。(補償・特約の内容等については保険会社により異なりますので、詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。)
- ・他の自動車保険等について、補償内容の差異や**保険金額**等をご確認いただき、『eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)』の補償の可否をご判断ください。

(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されており、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない場合(共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- 借用自動車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害
- 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故 など

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	記名被保険者またはその父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
	対物賠償保険 ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	記名被保険者またはその父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害補償特約	自動車事故により、記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	酒気を帯びた状態等で借用自動車を運転中に記名被保険者が被った損害または傷害、闘争行為によりその本人に生じた損害または傷害 など
	搭乗者傷害危険補償特約	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。	
	自損事故保険 ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者またはその家族が死傷し、自賠責保険等で保険金が支払われない場合に、定額で保険金をお支払いします。	

(注1)この保険の対象となる自動車は借用自動車です。

(注2)対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害補償特約および自損事故保険については、借用自動車那不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合、レンタカー会社が締結している保険によって支払われる保険金または共済金等によって、損害額の全額が補償されないときに限り、その差額に対してのみ保険金を支払います。

(注3)借用自動車運転中の事故については、ご家族が自動車を所有されている場合は、その自動車に締結されている保険等によっても補償される場合がありますので、その保険等の内容をご確認ください。

上記の保険金とは別に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。

 <各補償・特約のお支払いする保険金とその額>、<保険金をお支払いしない主な場合>

②主な特約の概要 契約概要

契約時のお申し出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる<自動セット特約>と、任意にセットできる<任意セット特約>があります。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

●自転車賠償特約(自転車運転者損害賠償責任補償特約) <自動セット特約>

記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた自転車事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、または他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

●借用自動車運転中のみ補償特約(人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約) <任意セット特約>

人身傷害補償特約の補償範囲が、記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故に限定されます。

○:補償されます ×:補償されせん

事故の種類	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故	借用自動車以外の自動車に搭乗中(運転中を除く)の事故	歩行中等の自動車事故
契約タイプ ^(注)			
一般タイプ	○(搭乗者全員)	○(記名被保険者のみ)	○(記名被保険者のみ)
借用自動車運転中のみタイプ	○(搭乗者全員)	×	×

(注)人身傷害補償特約にこの特約をセットしない場合を<一般タイプ>、セットする場合を<借用自動車運転中のみタイプ>としています。

●車両損害臨時費用補償特約(車対車限定) <任意セット特約>

記名被保険者の運転する借用自動車が、相手を確認できる他の車との接触・衝突事故により、滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として定額で保険金をお支払いします。ただし、対物賠償保険により保険金が支払われる場合に限ります。

③特約の補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

人身傷害補償特約をセットされる場合、記名被保険者およびそのご家族について、人身傷害保険「一般タイプ」をセットする他の自動車保険やバイク保険の契約(当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。補償が重複すると、その対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。)

ご注意ください	補償の重複を避けるためにこれら補償・特約を自動車保険やバイク保険の1契約のみとする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがありますので、十分ご注意ください。
----------------	--

④保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、お客さまが実際に契約する保険金額については、**契約情報画面等**でご確認ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間: 1年間
- 補償の開始: 保険期間の初日の午後4時(契約情報画面等にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)
- 補償の終了: 満期日の午後4時

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、等級別料率制度、始期日における記名被保険者の年齢等によって決定されます。

※当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。

お客さまが実際に契約する保険料については、**契約情報画面等**にてご確認ください。

等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までの等級、無事故/事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社等からも引き継ぐことができますが、自動車保険、バイク保険との間では引き継ぐことができません。 <等級別料率制度について> 1.(2)等級別料率制度における割増引率の適用方法、1.(3)等級別料率制度における事故の取り扱い、1.(4)等級の引継ぎに関するご注意、2.契約後の他社との等級に関する情報の確認について
eサービス(証券不発行)割引	当社Webサイトからお申し込み・ご契約いただく際に、eサービス(証券不発行)特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を500円割引きます。(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

「年払」と「月払」から選択いただけます。 ○:選択できます ×:選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込(注1)
年払	○	○	○
月払(注2)	○	×	×

(注1) PayPay銀行(契約者ご本人名義口座)のみとなります。

(注2) 「月払保険料」の支払い総額は「年払保険料の8%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

<ご契約後にご注意いただきたいこと> 3. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③保険料の払込猶予期間等の取り扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。払込期日の翌月末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

(4)満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 注意喚起情報

保険契約者および記名被保険者には、ご契約時に「危険に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)^(注)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

(注)契約情報画面等において「告知事項」として表示しています。

<主な告知事項>

記名被保険者	借用自動車を主に運転する方1名をお選びのうえ、ご申告ください。 ●氏名 ●生年月日 ●住所
前契約	前契約がある場合は、保険証券等に記載されている内容および保険期間中の保険事故件数等をご申告ください。 ●保険会社 ●証券番号 ●保険事故件数(事故類型毎) ●等級 ●事故有係数適用期間
その他の項目	●過去13ヶ月以内の加入歴 ●過去13ヶ月以内の解除歴 ●特別危険保険料率適用予告通知の有無 ●ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)の重複契約の有無

(2)クーリングオフ 注意喚起情報

・ご契約のお申し込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申し出いただいた場合は、効力は生じません。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客様センターにお問い合わせください。

・当社Webサイトのクーリングオフ申し込みページ(<https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/coolingoff/>)からお申し出いただくか、下記記入例のとおり、ハガキ等の書面を当社「お客様センター」宛に郵送ください(お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません)^(注)。

(注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきます(お申し出時の書面等への記入は不要です)。

・クーリングオフした場合、既に払込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

●クーリングオフ
申し込みページはこちら



●ハガキの記入例

<表>

郵便はがき
1120004
東京都文京区後楽2丁目5番1号
三井ダイレクト損害保険株式会社
お客様センター 行

<裏>

私は下記の保険契約の申し込みを撤回いたします

保険契約者住所 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

()

・契約申込日: ○年 ○月 ○日

・保険の種類: ドライバー保険

・証券番号: ○○○○○○○○○○

- ①クーリングオフする旨の記載
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者氏名(自署)
- ④連絡先電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥保険種類(ドライバー保険)
- ⑦証券番号

ご自宅・ご勤務先の別をご記入ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知いただく事項 注意喚起情報

①特約の追加・削除等契約条件を変更する場合は契約内容の変更手続きが必要となりますので、あらかじめ当社お客様センターにご通知ください。

📖 <ご契約後にご注意いただきたいこと> 1.(2)ご契約内容の変更に関する留意事項

②事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちに通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

③お引越し等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2)解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、当社お客様センターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還^(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

